北港テクノポート線建設事業に係る土壌等の調査結果について

令和3年3月23日

大阪港湾局

資料6

北港テクノポート線建設事業に係る土壌等の調査結果について

■北港テクノポート線建設工事に伴い土壌等の調査を実施した結果、一部の土壌・地下水において環境基準を超過

- 夢洲では、法令※に基づき、浚渫土砂や建設残土を受け入れ、適切に埋立てを実施しており、これまでに有害物質を扱う工場等の利用履歴はない。
- 今回、３区で判明した基準超過は、既に平成16年に超過を確認している２区、４区と同様に、**自然界に遍在するひ素・ふっ素等が埋立土砂に含まれることが原因**と考えられる。

※海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、土壌汚染対策法等

■人の健康への影響について

- 工事中は一般の立ち入りが禁止され土地利用時には土壌が舗装等で覆われることから、土壌の直接摂取による健康被害や土壌の飛散等の恐れがない状況にあり、また、地下水の飲用利用もないことから**健康被害の恐れはない**。

■今後の対応について

- 土壌汚染対策法に基づき、夢洲２～４区で埋立地特例区域※の指定を受け、夢洲２・３区の未竣功地で自然由来等土壌海面埋立施設の許可を取得することにより、今後の夢洲開発で発生する土砂は**夢洲内で流用しつつ適切に管理**する。

※埋立地特例区域の位置づけ（土壌汚染対策法）

健康被害の恐れ	指定区域の名称		定義（抜粋）
あり	要措置区域		人の健康に係る被害を防止するために汚染の除去等の措置を講じることが必要な区域
なし	形質変更時届出区域	埋立地特例区域	汚染状態が水面埋立てに用いられた土砂に由来し、かつ人為由来の汚染がない区域等
		自然由来特例区域	土壌の汚染状態が専ら自然に由来すると認められるもの

■夢洲開発のスケジュール・事業費への影響について

- 区域指定等の手続きは1月22日に完了しており、**インフラ整備や万博の工程にほとんど影響はない**。
- 夢洲内での土砂の流用が可能なため、**夢洲開発への影響は軽微**

※原位置での浄化や島外処分の必要はなく、**事業費にほとんど影響はない**。

調査結果（まとめ）

調査位置		基準超過項目	超過物質	基準値※1 (mg/L)	調査結果※2 (mg/L)	調査時期
①	2区	土壌(浚渫土砂)	ひ素 ふっ素	0.01 0.8	0.017 1.4	H16
		土壌(建設残土)	ひ素	0.01	0.011	
		地下水	ふっ素	0.8	1.7	
②	4区	土壌(購入土)	ふっ素	0.8	1.0	H16
		地下水	ふっ素 ほう素	0.8 1	2.8 1.9	
③	3区	土壌(浚渫土砂)	ひ素 ふっ素	0.01 0.8	0.033 1.2	R2
		発生土(浚渫土砂)	鉛	0.01	0.08	
		発生土(建設残土)	鉛	0.01	0.02	
		地下水	ふっ素	0.8	1.0	

※1：土壌・発生土は土壌汚染対策法、地下水は水質汚濁に係る環境基準
※2：調査結果の数値は最大のものを記載

今後の対応（土壌汚染対策法に基づく措置）

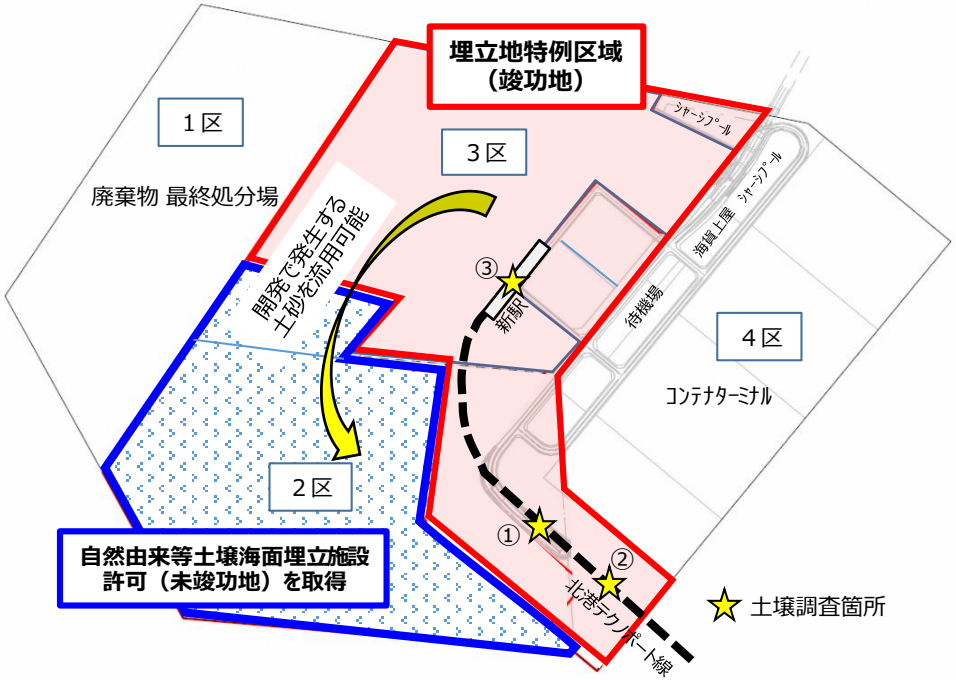

資料6

（参考）夢洲地区の埋立てについて

■夢洲の埋立概要

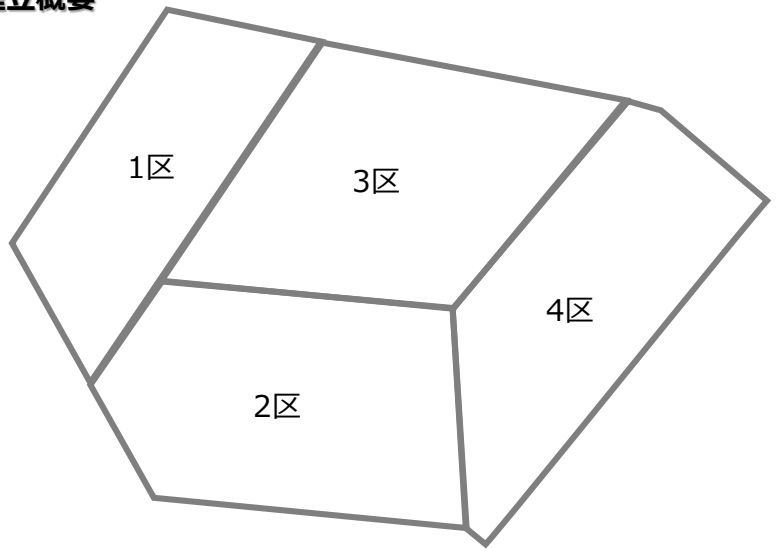

《埋立概要》

面積：約３９１ｈａ（うち埋立：約３８０ｈａ）

昭和52年･56年　埋立免許取得

昭和52年　埋立工事着手

埋立材の種類

区域	埋立材の種類
1区	廃棄物
2区	浚渫土砂、購入土(海砂･山砂)、建設残土
3区	浚渫土砂、購入土(海砂･山砂)、建設残土
4区	購入土、建設残土
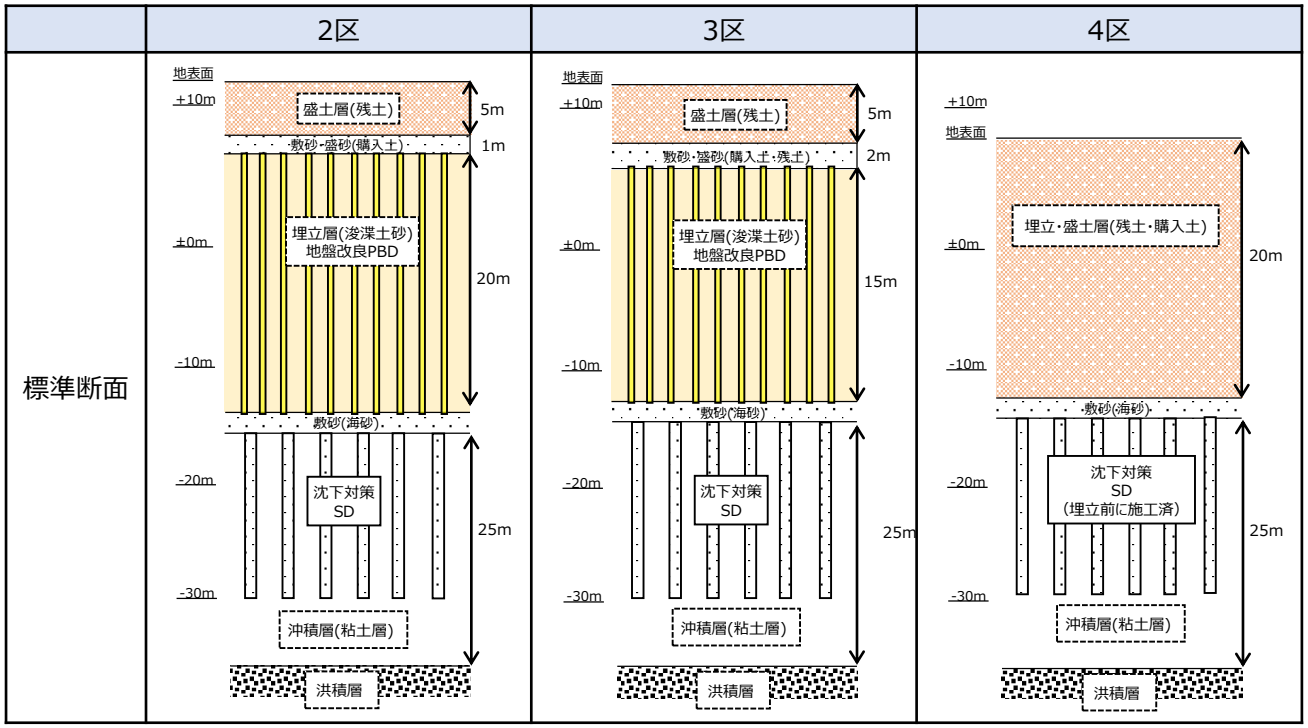
■夢洲2～4区の断面